

電気供給契約書（案）

国立大学法人一橋大学（以下「発注者」という。）と 株式会社（以下「供給者」という。）との間において、一橋大学国立地区で使用する電気の需給に関し、次の条項により物品供給契約を締結する。

第1条 供給者は、別紙仕様書に基づき、一橋大学国立地区で使用する電気を需要に応じて供給し、発注者は、供給者にその対価を支払うものとする。

第2条 契約金額は、以下のとおりとする。ただし、以下の金額には、消費税額及び地方消費税額は含まれないものとする。

【国立西地区】

基本料金単価	円／kW・月	基本料金単価	円／kW・月
電力量料金単価	円／kWh	電力量料金単価	円／kWh
ピーク時間	円／kWh	ピーク時間	円／kWh
夏季昼間	円／kWh	夏季昼間	円／kWh
その他季昼間	円／kWh	その他季昼間	円／kWh
夜間・休日	円／kWh	夜間・休日	円／kWh

【国立東地区】

2 消費税額及び地方消費税額は、前項の基本料金単価に契約電力（常時電力）を乗じ、さらに力率割引または割増を行って得た金額（以下「基本料金」という。）及び前項の電力量料金単価に、使用電力量を乗じて得た金額並びに燃料費調整を行った場合には、使用電力量に、燃料費調整額単価を乗じて得た金額を合算した金額（以下「電力料金」という。）に掛かるものとし、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方消費税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出する額とする。

なお、消費税または地方消費税の税率に変更があった場合は、変更後の税率に基づいて前項の契約金額を変更するものとする。

3 供給者の発電費用等の変動により、契約金額の改定を必要とするときは、発注者供給者双方協議の上、価格を改定できるものとする。

第3条 契約期間は、令和8年4月1日0時00分から令和9年3月31日24時00分までとする。

第4条 供給者は、本契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、または継承させてはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

第5条 発注者の使用電力量は、都合により予定電力量を上回り、または下回ることができる。

第6条 供給者が託送供給契約によって電気の供給を行う場合は、当該託送供給契約によって生じる料金その他の金銭債務（発注者に起因し生じる金銭債務を除く。）は、供給者が負担するものとする。

第7条 契約電力を変更する必要があるときは、発注者供給者協議の上変更するものとする。

2 発注者が前項の規定によらないで契約電力を超過した場合は、発注者は供給者に契約超過金を支払うものとする。

第8条 計量日は、原則として毎月1日とし、供給者は、計測器に記録された値を読み取ることにより、使用電力量等を算定するものとする。

第9条 料金の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とする。

第10条 供給者は、第7条により算定された使用電力量等に基づき電力料金を算出し（当該金

額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた金額とする。）、算出された電力料金に消費税額及び地方消費税額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた金額とする。）を加算した額を1月ごとに発注者に請求するものとし、発注者は供給者から適法な請求書を受理した日の属する月の翌月末日までに支払うものとする。

- 2 発注者は、前項の約定期間内に料金を支払わなかった場合には、遅延利息として、約定期間満了日の翌日から支払いをする日までの日数に応じて、当該未払額に対して財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を供給者に支払うものとする。ただし、その金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 3 基本料金に1カ月未満の端数が生じたとき、または供給者の責に帰すべき事由により電力が供給されなかつた期間があったときは、次式により算出した金額を当該付きの基本料金とする。ただし、その金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{基本料金} \times \frac{\text{当該月の供給日数}}{\text{当該月の暦日数}} = \text{当該月の基本料金}$$

第11条 前条の請求書は、一橋大学財務部経理課契約第一係へ送付するものとする。

第12条 契約保証金は、免除する。

第13条 発注者及び供給者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。なお、本契約終了後においても、この責を負うものとする。

第14条 発注者は、供給者が次の各号のいずれかに該当したときは、本契約の全部または一部を解除することができる。

- 一 供給者が天災その他不可抗力の原因によらないで、電力の供給をする見込みがないと発注者が認めたとき。
- 二 本契約の履行に関して、供給者またはその使用人等に不正行為があつたとき。
- 三 前各号に定めるもののほか、供給者が本契約条項に違反したとき。

第14条 供給者の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合には、供給者は当該日から契約期間満了日までの予定使用電力量に第2条に定める電力量料金単価を乗じて得た金額に基本料金を加算した金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期日までに支払わなければならない。

第15条 発注者は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償を請求することができる。

第16条 供給者は、この契約に関して次の各号の一に該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 供給者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は供給者が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が供給者又は供給者が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、供給者が同法第19条の規定に違反した場合であつて当該違反行為が同法第2条第9項第3号に該当する場合又は不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、供給者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときは、この限りでない。
- 二 公正取引委員会が、供給者に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行つたとき。
- 三 供給者（供給者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年

法律第45号)第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 供給者は、この契約について、第1項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

第17条 発注者は、供給者が本契約について、前条第1項の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

第18条 本契約について必要な細目及び本契約書に定めのない事項は、発注者の定める物品供給契約基準及び供給条件書等によるものとする。

第19条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者供給者双方において協議のうえ、定めるものとする。

第20条 この契約について、発注者供給者間に紛争が生じ、発注者供給者双方において協議し、なお解決しないときの訴えの管轄は、発注者の所在地を管轄区域とする東京地方裁判所立川支部とする。

本契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し、発注者供給者は記名押印し、双方で各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 東京都国立市中2丁目1番地
国立大学法人一橋大学
学長 中野 聰

供給者